

各部局長様
各所属長様

副 市 長

令和 7 年度 公共交通利用の協力について（依頼）

本市では、公共交通の活性化と維持存続に加え、「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく二酸化炭素排出量の削減や健康増進などを目的に、10 月 1 日～12 月 31 日の 3 ヶ月間を「公共交通機関利用促進期間」として公共交通利用促進の取組を実施します。

地方では、人口減少や車社会の進展等により公共交通の利用者が減少し、路線バスやローカル線の減便・廃止が深刻化しており、当市においてもそれは例外ではありません。

公有民営方式により市が運営に関わっている伊賀線、市内の路線バスや行政バスをはじめとする公共交通ネットワークの維持存続については、まちの活性化に関わる地域課題として市民・企業が一丸となって利用促進を進める必要があります。

職員の皆様におかれましても、本取組にご理解いただいたうえで、通勤・出張時等での公共交通の利用に率先して取組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 利用促進期間 10 月 1 日（水）～12 月 31 日（水）の 3 ヶ月間

2. 協力依頼内容

- ・上記利用促進期間の通勤・出張時において、自家用車・公用車の利用を控え、公共交通への利用転換にご協力をお願いします。
- ・まとまった期間の取組みが困難である場合は、「月に 1 回」以上の公共交通利用にご協力をお願いします。

※ 1 ヶ月以上の期間、定期券を購入して公共交通利用に協力いただける場合には 6 ヶ月未満の定期券であっても全額を通勤手当の支給対象とします。

※ 定期券以外での利用の場合は、通勤手当については支給対象外です。

3. 対象者

通勤で自家用車（バイクを含む）を利用している職員で、自宅から勤務地までの距離が 2 km 以上あり、公共交通（鉄道・バス）を利用した通勤への協力が可能である職員または公務で出張を行う職員です。

4. 「ノーマイカーデー」の実施について

【実施目的】

公共交通機関等による通勤を推奨する日として、「ノーマイカーデー」を設定し、自動車やバイク等による通勤手段から、公共交通機関や徒歩、自転車等への転換を促すことで、地球環境への負担軽減や、公共交通機関利用の意識醸成を促進することを目的とします。

【実施期間】

令和7年10月から12月までの毎週金曜日を実施日とします。

(※時差出勤制度の活用もできます。)

【お知らせ】

毎週木曜日、グループウェアのポップアップ表示で掲示します。

5. 情報提供

別添資料参照

利用促進についての協力をお願いする上で参考としていただくための資料を別途添付します。

6. 実績の報告について

協力依頼させていただいた利用促進期間中の実績につきましては、各所属にて取りまとめの上、公共交通課へ報告をお願いします。

報告様式・・・メールにて後日送付します

報告期限・・・令和8年1月末頃を予定しています

7. その他

公共交通による通勤を検討される際、自宅から勤務地までのダイヤ・乗換のご案内など、お気軽に公共交通課にお問合せください。

地域力創造部公共交通課 (内線 2782)
TEL 0595-22-9663
FAX 0595-22-9694
Email koutsuu@city.iga.lg.jp

1. 公共交通の重要性～利用促進の目的～

公共交通利用促進は、次の5つのテーマを掲げています。

- ① 公共交通の活性化と維持・存続
- ② 交通安全
- ③ 渋滞解消
- ④ 二酸化炭素排出量の削減
- ⑤ 健康増進

○「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」について

伊賀市では、令和6年4月に「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民、民間事業者、行政が一体となって取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめざしています。

また、伊賀市（行政）としての計画である「伊賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」においても、職員の日常の取組の一つに「移動の際には公共交通を積極的に利用する（抜粋）」と掲げられています。地球温暖化対策の観点からも有効な手段の一つであることから、公共交通を利用し二酸化炭素排出量の削減にご協力をお願いします。

伊賀市ゼロカーボンシティ宣言

市民、事業者及び行政が一体となって取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざした宣言

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

伊賀市（行政）の地球温暖化対策の取組を示したもの

○健康マイレージについて

公共交通利用促進の目的のひとつ「健康増進」ですが、公共交通の利用がそのまま健康づくりにもつながると言っても、やはり行動に移すにはモチベーションが必要です。そこで一つの例として、健康推進課で実施している「伊賀市健康マイレージ事業」への参加を提案します。

◎健康マイレージは、健康づくりに取り組む市民をサポートする事業です。健康づくりに取り組み、ポイントをためて応募すると賞品が当たります。

- ① LINEアプリから友達登録します。
- ② 自分で決めた健康目標（一日〇〇歩あるく、野菜をたくさん食べる、筋トレする等）を達成したら、トーク下メニューの「ポイントGET」をタップすると健康ポイントを貯めることができます。

- ③ 50 ポイント貯まったら「応募チケット」を獲得し応募します。応募者全員に協力店でお得なサービスが受けられる三重県とわか健康応援カードがもらえます。さらに抽選で賞品が当たります。詳しくは、市ホームページ、LINE 公式アカウント、パンフレット等をご覧ください。



市ホームページ



LINE 公式アカウント

お問合せ先：健康福祉部 健康推進課（電話 22-9653）

○公務出張における積極的な公共交通の利用について

公共交通の利用を広く市民に啓発するにあたっては、市職員も行動に移していく必要があります。

については、職員自らが公共交通の利用機会を創出するとともに、日常的な利用につなげるため、公務出張の際には積極的な公共交通の利用にご協力ください。

お問合せ先：総務部人事課 人事研修係（電話 22-9606）

2. 通勤方法の公共交通への転換について

現在、本庁舎内で勤務される方が増えたことに加え、通勤に車を利用される方が多いため、本庁舎職員用駐車場が飽和状態となっています。

今回の公共交通機関利用促進期間を機に、通勤方法の公共交通への転換にご協力ください。

○通勤届の変更等手続きについて

通勤方法の公共交通への転換に協力していただける職員様向け

各自で定期券を購入の上、実施期間の通勤届について、次のとおり変更手続きが必要となります。（※庶務事務処理上、通勤手当の当月払いとなるのは月の7日迄の受付となり、それ以降は翌月払いとなりますのでご了承ください。）

- ①《正職員》庶務事務システムの「通勤手当申請」画面で、「事由」欄中の「通勤方法の変更」を選択し、必要箇所を入力の上、変更手続きを行ってください。また、自宅から勤務地までの通勤経路図を電子化し、申請へ添付してください。（電子化ができない場合は、別途紙提出も可。）

《会計年度任用職員》紙申請により各所属に提出してください。

- ②「定期券等確認表」に協力職員の名前・定期券・回数券の写しを添付し、各所属単位でとりまとめの上、人事課へ提出してください。
- ③公共交通利用の協力後、従前のように自家用車で通勤する場合は、再度、上記と同様の手続きを行ってください。なお、事前に決まっている場合は、実施前の手続きと元に戻す手続きを同時に行なうこともできます。

お問合せ先：総務部人事課 給与厚生係（電話 22-9606）

○時差出勤制度について

通勤方法の公共交通への転換に協力していただける職員様向け

制度の対象となる職員が、通勤上の時差出勤を行う際は、所属長への申請が必要です。

詳細は

『グループウェアライブラリ/公開キャビネット/010 総務部/人事課/⑪その他/通勤上時差出勤』をご覧ください。

お問合せ先：総務部人事課 給与厚生係（電話 22－9606）

●パーク＆ライド駐車場について

パーク＆ライド駐車場は、駅近くまでクルマで行きそこから鉄道等により乗り継ぐための駐車場です。市では次のとおり、通勤に無料で使用（駐車）することができるパーク＆ライド駐車場を整備しており実際に利用いただいています。公共交通での通勤を検討されている方は、是非ご活用ください。

「駐車許可書」または「駐車証明書」の掲示を必要とする駐車場については、利用の際、ダッシュボード等車両内の見やすい位置に許可書等を設置してください。

(1) ≪伊賀鉄道≫ 市部駅：18台 丸山駅：14台 比土駅：11台

⇒事前手続き等は不要です。

(2) 市営白鳳門駐車場：25台 市営だんじり会館駐車場：34台

市営城北駐車場：270台

① 定期券を購入して、当駐車場からパーク＆ライドで公共交通による通勤をする方

『グループウェアライブラリ/公開キャビネット/030 財務部/管財課/管財係/パーク・アンド・ライド駐車場/申請書類など』に掲載されている

「様式第5号 伊賀市パーク・アンド・ライド駐車場使用許可申請書」に

必要事項を記入し、添付書類を添えて資産経営課管財係へ申請してください。

⇒発行された「駐車許可書」を、車両内の見やすい位置に設置して利用して下さい。

② ①以外で、公共交通による通勤のため当駐車場をパーク＆ライドで利用する方

別添「駐車証明書」に、利用する日付・時刻等を記入して各自で印刷し、事前に所属長の承認を受けたものを使用してください。係員がいる場合は、出入の際、この証明書を係員提示し、係員の指示に従ってください。

(注) 係員のいない時間帯に入出場する場合は、駐車証明書を車両内の見やすい位置に設置してください。万が一、係員が気づかず“料金未納”の紙がはさまれていた場合にはお手数ですが、証明書に駐車した車の車番を記入の上で、資産経営課管財係へお知らせください。無料の取扱いで事後処理をさせていただきます。

市営駐車場に関するお問合せ先：財務部資産経営課 管財係（電話 22－9610）

(3) <<関西本線>> 市営佐那具駅駐車場：64 台

市営佐那具駅駐車場について、利用促進期間(10/1～12/31)の利用を無料とします。

⇒事前手続き等は不要です。

(4) 支所の職員用駐車場

公共交通を乗り継ぎ出勤される場合に、下記支所の職員用駐車場を利用していただけます。(※支所の職員用駐車場を利用希望の際は、事前に公共交通課にご連絡ください。)

<利用できる支所>

・阿山支所 ・大山田支所 ・島ヶ原支所

(例) 阿山支所駐車場⇒三重交通 ②玉滝線 大山田支所駐車場⇒三重交通 ⑩阿波線

●各鉄道乗車券の購入場所について（お願い）

J R及び近鉄の乗車券については、下記駅で購入いただくと、市及び伊賀鉄道の収入となりますので、購入いただく際はご協力いただきますようお願いします。

① J Rの乗車券について：市とJ R西日本との契約により、乗車券の発売手数料が市の収入になります。

購入場所：柘植駅（窓口営業時間 午前7時00分～午後4時00分（日曜は休業））

新堂駅（窓口営業時間 午前6時00分～午後5時00分）

佐那具駅（窓口営業時間 午前5時50分～午後5時00分）

島ヶ原駅（窓口営業時間 午前7時00分～午後6時00分）

購入できる切符：普通乗車券、定期乗車券、特急券、団体乗車券など

※新幹線の切符も購入できます（自動改札には非対応です）。

※購入の際、手続きに時間がかかる場合があります。

② 近鉄の乗車券について：近鉄と伊賀鉄道との契約により、乗車券の発売手数料が伊賀鉄道の収入になります。

購入場所：上野市駅（窓口営業時間 午前5時30分～午後11時20分）

購入できる乗車券：普通乗車券、特別急行券、特別車両券、サロン券、企画券

※特急券と乗車券を同時に購入する場合のみ、乗車日の1ヶ月前から購入可能です。

利用促進全体に関するお問合せ先： 地域力創造部 公共交通課 電話 22-9663
--